

慶 弔 規 定

- 第 1 条 この規定は、摂津市立別府小学校 P T A 会員の弔意に関する給付について定めます。
- 第 2 条 本会は会員の慶弔あるいは事故および病気に際し、次の通り慶弔金または見舞金を贈呈します。
1. 会員、在学児童死亡のとき 金 1 万円およびシキミ 1 対
(但し、シキミは葬儀形式等の事情により妥当でない場合は、花束等のほかの物に変更または省略することができます。)
 2. 在学児童の傷病による入院（但し、2 週間以上の入院、手術を伴う入院）またはこれに類する事故のとき 金 5 千円
- 第 3 条 慶弔あるいは見舞いを受けた者は、何ら返礼を要しないものとします。
- 第 4 条 本規定に定めるもののほか、特に必要のある場合は、役員会もしくは実行委員会において協議することとします。
- 第 5 条 会員の学年行事中の事故については、実行委員会において諮り判断し、見舞金を贈呈することとします。
- 第 6 条 本規定は、会員からの申請（別紙申請書を担任経由で提出）により実施するものとします。
＜申請ルート＞ 会員 → 担任 → 学校長または教頭 → P T A 会計
- 第 7 条 本規定の改定は、実行委員会において行い、改定されたときは速やかに会員に周知することとします。
- 第 8 条 本規定は、平成 2 4 年 5 月 1 2 日より実施します。

慶 弔 申 請 書

年 組 児童氏名 保護者氏名 印

下記の通り、申請致します。(1、2のいずれかに○印をつけて下さい。)

記

1. 慶弔：会員または児童
2. 児童見舞い（次の事項に該当する場合）
 - ・在学児童の傷病による入院（但し、2週間以上の入院、手術を伴う入院）またはこれに類する事故のとき。

以 上

事務処理欄

	担 任	学校長または教頭	PTA会計	PTA会長
承認印				
決裁年月日	令和 年 月 日			